

**ファイアーウォール規制の見直しに伴う  
『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』に関する考え方」の一部改正について**

2022年6月13日  
日本証券業協会

## I. 改正の趣旨

2022年4月22日に公表された「金融商品取引業等に関する内閣府令」、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」（以下「監督指針」という。）等の一部改正<sup>1</sup>により、ファイアーウォール規制の見直しが行われるとともに、顧客情報管理の実効性を確保するため、「Need to Know 原則」に基づく情報管理の徹底の必要性等が示されたことを踏まえ、「『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』に関する考え方」（以下「規則に関する考え方」という。）の一部改正を行うこととする。

## II. 改正の骨子

### （1）「Need to Know 原則」に基づく情報管理

監督指針において、「Need to Know 原則」に基づく情報管理について記載が追加されたことを踏まえ、「規則に関する考え方」に以下の点を追加する。

- ① 取得した法人関係情報の管理手続として「Need to Know 原則」を踏まえる旨、及び同原則の考え方とグローバルな事例として米国証券取引委員会（SEC）が公表したスタッフレポートの内容（第4条第2号の「規則に関する考え方」）
- ② 法人関係情報は「Need to Know 原則」を踏まえ、業務上必要な場合において所定の手続に則るときを除き、社内又は社外のいず

<sup>1</sup> 令和4年6月22日施行・適用。

<https://www.fsa.go.jp/news/r3/shouken/20220422/20220422.html>

れにも伝達を行ってはならない旨（第4条第6号の「規則に関する考え方」）

(2) 法人関係情報を利用した不公正取引の防止に係る情報管理

監督指針において、法人関係情報を利用した不公正取引の防止のためチャイニーズウォールを設けること等について記載が追加されたことを踏まえ、「規則に関する考え方」に以下の点を追加する。

- ① 社内又は金融グループ内の他社の部門を問わず、法人関係情報等が業務上不必要な部門に伝わらないように管理するために、協会員は、組織上の障壁、物理上の障壁、システム上の障壁等を設けることが考えられる旨とその具体的な内容（第6条第1項の「規則に関する考え方」）
- ② 経営管理上の必要性から役員等に法人関係情報へのアクセスを認めている場合（いわゆる Above the Wall）、当該役員等に関して必要に応じて定義し、社内規則に規定すべき事項について必要な取扱いを定めることが考えられる旨（第2条第2号及び第3号の「規則に関する考え方」）

(3) 「金融グループに所属する場合」の情報管理

監督指針において、「金融グループに所属する場合」の情報管理態勢に関する記載が追加されたことを踏まえ、「規則に関する考え方」に以下の点を追加する。

- ① 金融グループ内の他社から取得する法人関係情報についても、当該他社との業務上の連携の状況に応じて管理態勢を整備し、社内規則や手続の制定、モニタリングを行う旨（第1条、第2条、第4条柱書、第6条の「規則に関する考え方」）
- ② 金融グループの一体的な管理が行えるよう、グループ内各社との連携を図るよう留意する旨（第1条の「規則に関する考え方」）
- ③ 自社の社内規則が金融グループ内の他社における社内規則と矛盾せず、適切な連携が図れるものとなっているか、法人関係情報の管理が適切に行える状況となっているか等に留意する旨（第4条柱書の「規則に関する考え方」）
- ④ 金融グループ内の他社から顧客に関する非公開情報を取得した場合に、当該情報が上場会社等の運営、業務又は財産に関する公

表されていない重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと考えられるときは、法人関係情報として管理する必要があることに留意する旨（第4条柱書の「規則に関する考え方」）

（4）「国際的に活動する金融グループに属している場合」の情報管理

監督指針において、「国際的に活動する金融グループに属している場合」の情報管理態勢について記載が追加されたことを踏まえ、「規則に関する考え方」に以下の点を追加する。

- ① グローバルのグループベースで組織的な方針、手続を定め、かつ、各国法規制を遵守しつつ、業務の内容・規模等を踏まえて適切な管理を行うこと等が考えられる旨（第1条の「規則に関する考え方」）
- ② 各国法規制を遵守しつつ、自社の社内規則が金融グループ内の他社における社内規則と矛盾せず、適切な連携が図れるものとなっているか、法人関係情報の管理が適切に行える状況となっているか等に留意する旨（第1条及び第4条柱書の「規則に関する考え方」）

（5）その他

その他、金融商品取引業等に関する内閣府令及び監督指針の改正を踏まえ、所要の改正を行う。

### Ⅲ. 施行の時期

この改正は、令和4年6月22日から施行する。

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制企画部 (TEL 03-6665-6769)

以 上

「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」に関する考え方の一部改正について

令和4年6月13日

自主規制規則	自主規制規則の考え方（新）	自主規制規則の考え方（旧）
<p>（目 的）</p> <p>第 1 条 この規則は、協会員が業務上取得する法人関係情報に関して、その情報を利用した不公正取引を防止するため、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、協会員における法人関係情報の管理態勢等の整備を図ることを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」（以下「規則」という。）に関する考え方（以下「規則の考え方」という。）は、協会員における法人関係情報の管理態勢等の整備に資するため、規則の運用等に当たっての留意事項や具体例を示すものである。</li> <li>なお、協会員が業務上取得する法人関係情報の漏えいや不正利用による不公正取引を防止するためには、自社の法人関係情報の管理態勢について形式的な整備に留まることなく、自社の業態、社内組織、<u>規模</u>、<u>自社が所属する金融グループ内の他社との業務上の連携の状況等</u>に応じた実効性のある管理態勢の整備を図る必要があることに留意する。</li> <li>協会員は、自社の業態、社内組織、<u>規模</u>、<u>自社が所属する金融グループ内の他社との業務上の連携の状況等</u>に応じて、「規則の考え方」に示す留意事項や具体例の項目について、必ずしも社内規則等にすべてを規定する必要はないが、「規則の考え方」の趣旨を踏まえる必要があることに留意する。また、「規則の考え方」で定義、使用する用語等についても、協会員の社内規則等において、必ずしも同一の用語等を使用する必要はないが、「規則の考え方」の趣旨を踏まえる必要があることに留意する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」（以下「規則」という。）に関する考え方（以下「規則の考え方」という。）は、協会員における法人関係情報の管理態勢等の整備に資するため、規則の運用等に当たっての留意事項や具体例を示すものである。</li> <li>なお、協会員が業務上取得する法人関係情報の漏えいや不正利用による不公正取引を防止するためには、自社の法人関係情報の管理態勢について形式的な整備に留まることなく、自社の業態、社内組織、<u>規模等</u>に応じた実効性のある管理態勢の整備を図る必要があることに留意する。</li> <li>協会員は、自社の業態、社内組織、<u>規模等</u>に応じて、「規則の考え方」に示す留意事項や具体例の項目について、必ずしも社内規則等にすべてを規定する必要はないが、「規則の考え方」の趣旨を踏まえる必要があることに留意する。また、「規則の考え方」で定義、使用する用語等についても、協会員の社内規則等において、必ずしも同一の用語等を使用する必要はないが、「規則の考え方」の趣旨を踏まえる必要があることに留意する。</li> </ul>

自主規制規則	自主規制規則の考え方（新）	自主規制規則の考え方（旧）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>協会員が金融グループに所属する場合は、グループ全体の業務の適切性の確保の観点から、グループ内各社との連携を図るように留意する。</u></li> <li>※「規則の考え方」において、「金融グループ」とは、<u>第一種金融商品取引業者を含む複数の金融機関により構成するグループをいう。</u></li> <li>・<u>協会員が国際的に活動する金融グループに属している場合は、例えば、グローバルのグループベースで組織的な方針、手続を定め、かつ、各国法規制を遵守しつつ、業務の内容・規模等を踏まえて適切な管理を行うこと等が考えられる。</u></li> </ul>	<p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p>
<p>（定 義）</p> <p><b>第 2 条</b> この規則において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 法人関係情報</p> <p>金融商品取引業等に関する内閣府令第 1 条第 4 項第 14 号に規定する法人関係情報をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（ 現行どおり ）</li> <li>・（ 現行どおり ）</li> <li>・協会員は、法人関係情報の漏えいや不正利用を防止するために、現時点では法人関係情報ではないが、将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報（例えば、具体的方法の決定には至っていないが、一定の時期や規模が想定される資本調達ニーズに関する情報等）について、<u>自社の業態、社内組織、規模等に応じて、例えば、取得した際報告する、電子ファイルを含む書類により管理を行う、又は業務上必要な場合を除き、伝達制限の対象とすること等が考えられる。</u></li> <li>・法人関係情報を取得している協会員は、それ自体は法人関</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（ 省 略 ）</li> <li>・（ 省 略 ）</li> <li>・協会員は、<u>自社の業態、社内組織、規模等に応じて、法人関係情報の漏えいや不正利用を防止するために、現時点では法人関係情報ではないが、将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報（例えば、具体的方法の決定には至っていないが、一定の時期や規模が想定される資本調達ニーズに関する情報等）について、例えば、取得した際報告する、電子ファイルを含む書類により管理を行う、又は業務上必要な場合を除き、伝達制限の対象とすること等が考えられる。</u></li> <li>・法人関係情報を取得している協会員は、<u>自社の業態、社内</u></li> </ul>

自主規制規則	自主規制規則の考え方（新）	自主規制規則の考え方（旧）
	<p>係情報に該当するわけではないが、他の情報と相まって法人関係情報となり得る情報（以下「示唆情報等」という。）に関しても、<u>自社の業態、社内組織、規模等</u>に応じて、業務上必要な場合を除き、伝達を制限することが考えられる。例えば、次のようなものが示唆情報等に該当すると考えられる。</p> <p>イ・ロ （ 現行どおり ）</p> <p>※ （ 現行どおり ）</p> <p>※ （ 現行どおり ）</p> <p>※ （ 現行どおり ）</p>	<p><u>組織、規模等</u>に応じて、それ自体は法人関係情報に該当するわけではないが、他の情報と相まって法人関係情報となり得る情報（以下「示唆情報等」という。）に関しても、業務上必要な場合を除き、伝達を制限することが考えられる。例えば、次のようなものが示唆情報等に該当すると考えられる。</p> <p>イ・ロ （ 省 略 ）</p> <p>※ （ 省 略 ）</p> <p>※ （ 省 略 ）</p> <p>※ （ 省 略 ）</p>
<p>2 管理部門 法人関係情報を統括して管理する部門（法人関係情報の管理を営業所又は事務所ごとに行う場合は、その責任者）をいう。</p> <p>3 法人関係部門 主として業務（金融商品取引業及びその付随業務又は登録金融機関業務をいう。以下同じ。）を行っている部門のうち、主として業務上、法人関係情報を取得する可能性が高い部門をいう。</p>	<p>・協会員は、自社の業態、社内組織、<u>規模、自社が所属する金融グループ内の他社との業務上の連携の状況等</u>に応じて、法人関係情報の適切な取扱いのために、必要に応じて管理部門及び法人関係部門以外の他の部門を定義し、規則第4条各号に掲げる事項について当該他の部門の業務等に応じて必要な取扱いを定めることが考えられる。他の部門としては、例えば、次のようなものが考えられる。</p> <p>イ～ハ （ 現行どおり ）</p> <p><u>また、例えば経営管理上の必要性から役員等に法人関係情報へのアクセスを認めている場合、当該役員等に関しても、必要に応じて定義し、規則第4条各号に掲げる事項について必要な取扱いを定めることが考えられる。</u></p> <p>・協会員は、自社の業態、社内組織、<u>規模、自社が所属する金融グループ内の他社との業務上の連携の状況等</u>に応じ</p>	<p>・協会員は、自社の業態、社内組織、<u>規模等</u>に応じて、法人関係情報の適切な取扱いのために、必要に応じて管理部門及び法人関係部門以外の他の部門を定義し、規則第4条各号に掲げる事項について当該他の部門の業務等に応じて必要な取扱いを定めることが考えられる。他の部門としては、例えば、次のようなものが考えられる。</p> <p>イ～ハ （ 省 略 ）</p> <p>・協会員は、自社の業態、社内組織、<u>規模等</u>に応じて、管理部門及び法人関係部門以外の部門は共通の規定で足りる</p>

自主規制規則	自主規制規則の考え方（新）	自主規制規則の考え方（旧）
	<p>て、管理部門及び法人関係部門以外の部門は共通の規定で足りると判断する場合は、他の部門を定義し、取扱いについて規定する必要はないと考えられる。</p>	<p>と判断する場合は、他の部門を定義し、取扱いについて規定する必要はないと考えられる。</p>
<p>（社内規則の制定）</p> <p>第 4 条 協会員は、法人関係情報の管理に関し、その情報を利用した不公正取引が行われないよう、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規則第 4 条各号で掲げる社内規則で規定すべき事項は、必ずしも全社的に適用される社内の規則にすべてを規定するのではなく、<u>協会の業態、社内組織、規模、自社が所属する金融グループ内の他社との業務上の連携の状況等</u>に応じて、例えば、特定の部門に適用される規則や具体的方法等に関し社内ガイドライン等で規定することも考えられる。また、規則第 4 条各号で掲げる事項の内容を包括的に社内規則等に規定することも考えられる。</li> <li>・<u>協会員が金融グループに所属する場合は、自社の社内規則が金融グループ内の他社における社内規則と矛盾せず、適切な連携が図れるものとなっているか、法人関係情報の管理が適切に行える状況となっているか等に留意する。なお、協会員が金融グループ内の他社から顧客に関する非公開情報を取得した場合において、当該情報が上場会社等の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと考えられるときは、協会員は当該情報を法人関係情報として管理する必要があることに留意する。</u></li> <li>・<u>協会員が国際的に活動する金融グループに属している場合は、各国法規制を遵守しつつ、自社の社内規則が金融グル</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規則第 4 条各号で掲げる社内規則で規定すべき事項は、必ずしも全社的に適用される社内の規則にすべてを規定するのではなく、協会の業態、社内組織、<u>規模等</u>に応じて、例えば、特定の部門に適用される規則や具体的方法等に関し社内ガイドライン等で規定することも考えられる。また、規則第 4 条各号で掲げる事項の内容を包括的に社内規則等に規定することも考えられる。</li> </ul> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p>



自主規制規則	自主規制規則の考え方（新）	自主規制規則の考え方（旧）
	<p><u>ープ内の他社における社内規則と矛盾せず、適切な連携が図れるものとなっているか、法人関係情報の管理が適切に行える状況となっているか等に留意する。</u></p>	
1 ( 省 略 )	( 現 行 ど お り )	( 省 略 )
2 法人関係情報を取得した者等における情報管理手続に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 取得した情報の管理手続としては、<u>Need to Know 原則を踏まえ、規則第6条に関する「規則の考え方」に示す事項</u>について、協会の業態、社内組織、規模、立地、システム環境等に応じて、具体的に規定することが考えられる。</li> <li>• ( 現 行 ど お り )</li> <li>• <u>「Need to Know 原則」とは、顧客等に関する情報へのアクセス及びその利用は業務遂行上の必要性のある役職員に限定されるべきという原則を指し、欧米においては顧客等に関する非公開情報を共有する範囲の管理について規制及び実務において採られている考え方である。</u>  <u>※例えば、米国証券取引委員会（SEC）が公表したスタッフレポート（Staff Summary Report on Examinations of Information Barriers: Broker-Dealer Practices Under Section 15(g) of the Securities Exchange Act of 1934 (SEC, 2012, p.26)）では、同原則の具体的な運用について以下のとおり述べられていることが参考となる。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <u>ほとんどのブローカー・ディーラーでは、機密情報を知る必要（Need to Know）がない限り、他のパ</u></li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 取得した情報の管理手続としては、規則第6条に関する「規則の考え方」に示す事項について、協会の業態、社内組織、規模、立地、システム環境等に応じて、具体的に規定することが考えられる。</li> <li>• ( 省 略 )</li> <li>• ( 新 設 )</li> </ul>

自主規制規則	自主規制規則の考え方（新）	自主規制規則の考え方（旧）
	<p><u>ブリックサイドやプライベートサイドの社員と機密情報について協議しないよう定めた文書化された方針を作成している。</u></p> <p>✓ <u>基本的に、M&amp;A 及び資本市場取引に関する情報は、利益相反の懸念と MNPI（重要未公開情報）が拡散することを制限するために、通常、ディールチームのメンバーに限定されている。</u></p>	
3 （省 略）	（ 現行どおり ）	（ 省 略 ）
4 法人関係情報の伝達手続に関する事項	<p>・<u>法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不正な取引を防止する観点から、法人関係情報は、Need to Know 原則を踏まえ、業務上必要な場合において所定の手続（例、管理部門の承認等）に則るときを除き、社内又は社外のいずれにも伝達を行ってはならないものと考えられる。</u>このように点に留意して、法人関係情報の伝達手続について、社内規則等を定めることが考えられる。</p>	<p>・<u>不正取引を防止する観点から、法人関係情報は、業務上必要な場合において所定の手続（例、管理部門の承認等）に則るときを除き、伝達を行ってはならないものと考えられる。</u>このように点に留意して、法人関係情報の伝達手続について、社内規則等を定めることが考えられる。</p>
5 法人関係情報の消滅又は抹消手続に関する事項	<p>・ （ 現行どおり ）</p> <p>・ （ 現行どおり ）</p> <p>・<u>発行体等から法人関係情報又は将来法人関係情報となる蓋然性が高い情報を取得した者及び管理部門は、管理している情報が公表されていないか、又は当該案件が中止されていないか等、当該情報の管理を解除する状態にないかを定期的に確認する必要があると考えられる。</u></p> <p><u>※協会員が所属する金融グループにおいて法人関係情報を含む情報共有がなされている場合には、法人関係情報</u></p>	<p>・ （ 省 略 ）</p> <p>・ （ 省 略 ）</p> <p>・<u>発行体等から法人関係情報又は将来法人関係情報となる蓋然性が高い情報を取得した者及び管理部門は、管理している情報が公表されていないか、又は当該案件が中止されていないか等、当該情報の管理を解除する状態にないかを定期的に確認する必要があると考えられる。</u></p>

自主規制規則	自主規制規則の考え方（新）	自主規制規則の考え方（旧）
	<p><u>の消滅又は抹消について情報を得た際に、必要に応じてグループ内で情報共有を行うことが考えられる。</u></p> <p>・（現行どおり）</p>	<p>・（省略）</p>
<p>6 禁止行為に関する事項</p>	<p>・禁止行為に関しては、例えば、次のような事項について規定することが考えられる。</p> <p>イ 法人関係情報は、<u>Need to Know 原則を踏まえ、業務上必要な場合において所定の手続に則るときを除き、社内又は社外のいずれにも伝達禁止である旨</u></p> <p>ロ <u>規則第2条第1号</u>に関する「規則の考え方」で示した関連情報についても、<u>Need to Know 原則を踏まえ、業務上必要な場合において所定の手続に則るときを除き、社内又は社外のいずれにも伝達禁止である旨</u></p> <p>ハ～チ（現行どおり）</p> <p>※なお、上記イ、ロ等の「業務上必要な場合」及び伝達に必要な所定の手続については、<u>協会員の業態、社内組織、規模、自社が所属する金融グループ内の他社との業務上の連携の状況等</u>に応じて、例えば、法人関係部門内での情報伝達の場合やM&amp;A業務における社外の関係者への情報伝達の場合等についてあらかじめ規定することが考えられる。</p> <p>※（現行どおり）</p>	<p>・（同左）</p> <p>イ 法人関係情報は、業務上必要な場合において所定の手続に則るときを除き、社内又は社外のいずれにも伝達禁止である旨</p> <p>ロ <u>規則第2条第1項</u>に関する「規則の考え方」で示した関連情報についても、業務上必要な場合において所定の手続に則るときを除き、社内又は社外のいずれにも伝達禁止である旨</p> <p>ハ～チ（省略）</p> <p>※なお、上記イ、ロ等の「業務上必要な場合」及び伝達に必要な所定の手続については、<u>協会員の業態、社内組織、規模等</u>に応じて、例えば、法人関係部門内での情報伝達の場合やM&amp;A業務における社外の関係者への情報伝達の場合等についてあらかじめ規定することが考えられる。</p> <p>※（省略）</p>
<p>7 その他協会員が必要と認める事項</p>	<p>・その他の事項としては、<u>協会員の業態、社内組織、規模、自社が所属する金融グループ内の他社との業務上の連携の状況等</u>に応じて、例えば、次のような事項について必要</p>	<p>・その他の事項としては、<u>協会員の業態、社内組織、規模等</u>に応じて、例えば、次のような事項について必要に応じて規定することが考えられる。</p>

自主規制規則	自主規制規則の考え方（新）	自主規制規則の考え方（旧）
	<p>に応じて規定することが考えられる。</p> <p>イ 調査部門（又はアナリスト）に対する営業部門（<u>金融グループ内の他社の部門を含む。</u>）からの照会及び回答に関する手続</p> <p>ロ 顧客（<u>金融グループ内の他社の顧客を含む。</u>）から不当な情報提供要求があった場合の対応について</p>	<p>イ 調査部門（又はアナリスト）に対する営業部門からの照会及び回答に関する手続</p> <p>ロ 顧客から不当な情報提供要求があった場合の対応について</p>
<p>（法人関係情報の管理）</p> <p>第 6 条 協会員は、法人関係部門について、他の部門から物理的に隔離する等、当該法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>社内又は金融グループ内の他社の部門を問わず、法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないように管理するために、協会員は、組織上の障壁、物理上の障壁、システム上の障壁等を設けることが考えられる。</u></li> <li>・<u>組織上の障壁としては、例えば部門やレポーティングラインの分離、役職員の兼職の制限等の措置を行うことが考えられる。</u></li> <li>・<u>物理上の障壁としては、法人関係部門について、自社の社内組織や法人関係情報の取得の頻度等を勘案し、例えば、法人関係部門の設置場所、レイアウト、入出制限（施錠管理等）及び文書管理等を考慮することが考えられる。</u></li> <li>・<u>システム上の障壁としては、例えば法人関係情報へのアクセス権限の管理等の措置を行うことが考えられる。</u></li> <li>・<u>法人関係情報に加えて、規則第 2 条第 1 号に関する「規則の考え方」で示した「関連情報」についても、規則第 6 条に関する「規則の考え方」に準じて取り扱うことが考えら</u></li> </ul>	<p>・法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないように管理する物理的な隔離方法としては、<u>法人関係部門について、自社の社内組織や法人関係情報の取得の頻度等を勘案し、例えば、法人関係部門の設置場所、レイアウト、施錠管理等を考慮することが考えられる。</u></p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p>

自主規制規則	自主規制規則の考え方（新）	自主規制規則の考え方（旧）
	れる。	
2・3（省略）	（現行どおり）	（省略）
<p>（管理態勢の充実）</p> <p>第7条 協会員は、法人関係情報の管理に関し、社内規則に基づき適切に行われているか否かについて、定期的な検査等のモニタリングを行わなければならない。</p>	<p>・「定期的な検査等のモニタリング」とは、協会員の業態、社内組織、<u>規模、自社が所属する金融グループ内の他社との業務上の連携の状況等</u>に応じて、例えば、次のようなものが含まれると考えられる。</p> <p>イ～ハ（現行どおり）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（現行どおり）</li> <li>・（現行どおり）</li> <li>・（現行どおり）</li> <li>・（現行どおり）</li> </ul>	<p>・「定期的な検査等のモニタリング」とは、協会員の業態、社内組織、規模等に応じて、例えば、次のようなものが含まれると考えられる。</p> <p>イ～ハ（省略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（省略）</li> <li>・（省略）</li> <li>・（省略）</li> <li>・（省略）</li> </ul>
	<p><b>付 則</b></p> <p>この改正は、令和4年6月22日から施行する。</p>	

以 上

- ※ 本社内規程モデルは、第一種金融商品取引業（金商法第28条第1項各号に掲げる業務）を幅広く行う協会員における社内規則のモデルとして作成しています。協会員においては、自社の業態等を勘案して、適宜読み替えや必要事項の追記等を行って作成してください。  
また、特別会員においては登録金融機関業務に必要な範囲において必要な事項を規定してください。

社内規程モデル	作成上の留意点
<p style="text-align: center;"><b>法人関係情報管理規程</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 章 総 則</b></p> <p><b>（目 的）</b> 第 1 条 この規則は、当社の役職員が業務上取得する法人関係情報に関して、その法人関係情報を取得した際の手続、伝達手続及び情報管理手続等を定めることにより、その情報を利用した不公正取引を防止し、もって当社における事業活動の適正化に資することを目的とする。</p> <p><b>（定 義）</b> 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法人関係情報（別表） 金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第14号に規定する法人関係情報をいう。</li> <li>2 高蓋然性情報 現時点では法人関係情報ではないが、将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報をいう。</li> <li>3 示唆情報等 当社が法人関係情報を取得している場合、それ自体は法人関係情報に該当するわけではないが、他の情報と相まって法人関係情報となり得る情報をいう。</li> <li>4 法人関係部門 主として業務（金融商品取引業及びその付随業務又は登録金融機関業務をいう。以下同じ。）を行っている部門のうち、主として業務上、法人関係情報を取得する可能性の高い部門をいう。</li> <li>5 特定有価証券等 金融商品取引法第163条第1項に規定する特定有価証券等をいう。</li> </ol> <p><b>（法令諸規則の遵守）</b> 第 3 条 役職員は、金融商品取引業の公共性を認識し、金融商品取引法等証券関係法令及び日本証券業協会、金融商品取引所等の定める諸規則並びに社内規則（以下「関係法令等」という。）を遵守し、誠実に業務を遂行するものとする。</p> <p><b>（上場会社等の役職員への助言）</b></p>	

第 4 条 役職員は、日常接触する上場会社等の役職員に対し、関係法令等の遵守について助言を行うものとする。

## 第 2 章 法人関係情報の管理

### (法人関係情報等の管理部門)

第 5 条 当社において、法人関係情報及び高蓋然性情報(以下、あわせて「法人関係情報等」という。)は、〇〇部が統括して管理する。

### (法人関係情報等取得時等の取扱い)

第 6 条 役職員は、その業務に関して法人関係情報等を取得したときは、直ちに、所定の様式により〇〇部に報告しなければならない。

2 法人関係部門に所属する役職員は、その業務に関して法人関係情報等を取得したときは、前項に規定する報告に加え、直ちに、所定の様式により部店長にも報告しなければならない。

3 第 1 項又は第 2 項の規定により報告を受けた〇〇部又は部店長は、すみやかに当該役職員に対し当該法人関係情報等の管理等について必要な指示を与えるものとする。

~~4 役職員は、発行体等が法人関係情報等について開示書類を公表した場合及び発行体等から当該情報に係る案件の中止の決定について連絡を受けた場合、直ちに〇〇部(法人関係部門に所属する役職員にあっては、〇〇部及び部店長)に報告しなければならない。~~

### (上場会社等への公表要請)

第 7 条 当社は、法人関係情報の公開を必要と認めたときは、当該上場会社等及び上場会社等の子会社に当該法人関係情報の公表等適切な措置を講じるよう要請するものとする。

### (法人関係情報等の管理)

第 8 条 当社は、法人関係情報等が業務上不必要な部門に伝わらないようにするため、各号に定める方法により組織上の障壁、物理上の障壁、システム上の障壁を設けるものとする。

1 法人関係部門とその他の部門は明確に分離し、それぞれの部門を越えたレポートは行わないものとする。また、役職員は、統括役員を除き部門を越えた兼職を行わないこととする。

2 法人関係部門以外の部門の役職員は、予め許可された場合を除き、法人関係部門の部室に入室してはならない。また、役職員は、法人関係情報等が記載された書類について、他の部門から隔離して管理する等、当該法人関係情報等が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない。

3-2 役職員は、法人関係情報等が記載された電子ファイルについて、アクセス制限を設ける等により容易に閲覧できない方法をとる等、当該法人関係情報等が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない。

※各社の実情に合わせて、各号に定める障壁の内容、部門・部署名や管理方法を規定する。

業務上、役職員が部門を超えた兼職を行う必要がある協会員においては、兼職部署において不適切な情報伝達や不慮の情報漏洩が発生しないよう管理する旨規定することが考えられる。

【金融グループに属する協会員の場合は、第8条柱書について例えば下記のように規定することも考えられる(各号は上記を参考に規定する)】

第8条 当社は、社内又は〇〇グループ内の他社の部門を問わず、法人関係情報等が業務上不必要な部門に伝わらないようにするため、各号に定める方法により組織上の障壁、物理上の障壁、システム上の障壁を設けるものとする。

#### (投資情報資料の審査)

第9条 当社は、投資情報資料を作成し、社内等に配付しようとするときは、〇〇部において、法人関係情報等の有無等について審査するものとする。

#### (投資情報資料の同時公開)

第10条 当社は、前条に定める投資情報資料については、社内等において同時に公開されるよう努めるものとする。

#### (法人関係情報等及び示唆情報等の伝達)

第11条 役職員は、社内又は社外のいずれにも法人関係情報等及び示唆情報等を伝達してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、法人関係情報等又は示唆情報等を伝達することが必要な役職員については、以下の各号に定める場合に限り、当該情報の伝達を行うことができる。

1 役職員が、事前に〇〇部の責任者の承認を得て伝達する場合

2 法人関係部門に所属する役職員が、〇〇部の責任者が認めたあらかじめ定められた所定の手続きにより伝達する場合

3 前項については、法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引を防止する観点から、Need to Know 原則を踏まえ、業務上、法人関係情報等又は示唆情報等を伝達することが必要な役職員に限り、行うことができる。

#### (法人関係情報等の抹消等)

第12条 法人関係情報等を取得した〇〇部は、管理している法人関係情報等が公表等されていないか等、当該情報を抹消する状態にないかを定期的に確認しなければならない。

2 役職員は、発行体等が法人関係情報等について開示書類を公表した場合及び発行体等から当該情報に係る案件の中止の決定について連絡を受けた場合、直ちに〇〇部(法人関係部門に所属する役職員にあっては、〇〇部及び部店長)に報告しなければならない。

3-2 〇〇部は、法人関係情報等について、発行体等が当該情報について開示書類等により公表した場合及び発行体等から当該情報に係る案件の中止の決定について連絡を受けた場合、当該情報を抹消することができる。

4-3 〇〇部は、高蓋然性情報について、△ヵ月(△年)以上経過したにもかかわらず、当該情報に係る案件について法人関係情報となるような具体的進展がみられず、かつ合理的に判断した結果、投資判断に影響を及ぼすような情報として認められな

※「〇〇グループ内の他社」という部分は、協会員において業務上の連携の対象となる所属金融グループの名称又はそのグループ内で情報連携の相手先となるグループ会社名を規定する。

※協会員において、投資情報資料を作成しない場合にあつては、第9条及び第10条を削除して差し支えないと考えられるます。



い場合は、当該情報を抹消することができる。

5.4 ○○部は、法人関係情報等の登録内容について適宜の見直し（一部抹消等）を行う。

【金融グループに属する協会員の場合は、必要に応じて、例えば下記のような規定を盛り込むことも考えられる】

6 ○○部は、○○グループ内において法人関係情報を含む情報共有がなされている場合には、当該法人関係情報が消滅したこと又は当該法人関係情報を抹消したことを○○グループ内に情報共有するものとする。

※「○○グループ内」という部分は、協会員において業務上の連携の対象となる所属金融グループの名称又はそのグループ内で情報連携の相手先となるグループ会社名を規定する。

### 第 3 章 禁 止 行 為

#### （法人関係情報等及び示唆情報等の照会及び回答の禁止）

第 13 条 役職員は、法人関係部門又は○○部に対して、法人関係情報等及び示唆情報等について不正な情報追求や詮索を行ってはならない。

2 法人関係部門又は○○部の役職員は、法人関係情報等及び示唆情報等について不正な情報追求や詮索を受けたときは、回答してはならない。

3 法人関係部門又は○○部の役職員は、第 1 項の追求や詮索を受けた場合は、直ちに部店長及び○○部に報告しなければならない。

#### （法人関係情報等及び示唆情報等に基づいた自己売買の禁止）

第 14 条 当社は、法人関係情報等及び示唆情報等に基づいた自己売買を行わないものとする。

#### （法人関係情報等又は示唆情報等を提供しての勧誘等の禁止）

第 15 条 役職員は、顧客に対して法人関係情報等若しくは示唆情報等を提供して、有価証券の売買その他の取引若しくは有価証券に係るデリバティブ取引（以下この条において売買等という。）の勧誘又はその媒介、取次ぎ、若しくは代理の勧誘をしてはならない。

2 役職員は、有価証券の売買等又はこれらの媒介、取次ぎ若しくは代理につき、法人関係情報等若しくは示唆情報等を知った場合は、当該有価証券の発行者の法人関係情報について公表がされたこととなる前に当該売買等をさせることにより顧客に利益を得させ、又は当該顧客の損失の発生を回避させる目的をもって、当該顧客に対して当該売買等をするを勧めて勧誘してはならない。

#### （法人関係情報等及び示唆情報等に基づいた役職員の自己投資の禁止）

第 16 条 役職員は、法人関係情報等及び示唆情報等に基づいて、自己の計算において当該法人関係情報等及び示唆情報等に係る有価証券の売買その他の取引等（当該有価証券の売買その他の取引等が有価証券の売買である場合にあっては、オプション（オプションと類似の権利であって、外国市場デリバティブ

※第 16 条及び第 17 条は、「協会の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則」に基づく社内規定に記載することもできると考えられるます。

取引のうち金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハ(1)と類似の取引にかかるものを含む。)が行使された場合に成立する有価証券の売買を除く。)を行ってはならない。

#### **(法人関係部門に所属する役職員の自己投資の制限)**

第 17 条 法人関係部門に所属する役職員は、自己が担当する上場会社等の特定有価証券等について、自己のために売買(株券の累積投資に係る売買であって有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第 59 条に規定するものを除く。)してはならない。ただし、あらかじめ書面により、部店長を通じて〇〇部の責任者(役員にあつては内部管理統括責任者)の承認を受けた場合は、この限りではない。

- 2 〇〇部の責任者は、前項ただし書の規定により承認を与える場合には、法人関係情報等及び示唆情報等に基づいて行われるものであるか否かについて審査するものとする。
- 3 〇〇部は、法人関係部門に所属する役職員が第 1 項ただし書の規定により売買取引を行ったときは、必要に応じ、事後的に法人関係情報等及び示唆情報等の有無を調査するものとする。
- 4 法人関係部門に所属する役職員は、第 1 項ただし書の規定により買い付けた特定有価証券等については、原則として、当該買付けの日から起算して 1 年以内に売却をしてはならない。

### **第 4 章 そ の 他**

#### **(指 示 等)**

第 18 条 〇〇部は、法人関係情報等に係る銘柄等について必要と認めるときは、銘柄を指定して各担当部署に対し、次の各号に掲げる指示を行うものとする。

- ① 自己売買を原則として禁止すること。
- ② 注目銘柄、参考銘柄等に選定しないこと。
- ③ 必要に応じ顧客から注文理由を聴取すること。

2 〇〇部は、上場会社等の自己株式取得の決定事実に係る法人関係情報等を取得し又は報告を受けたときは、当該自己株取得の終了が開示されるまでの間、当該法人関係情報等を自己売買部門等から隔離する等の必要な措置を講じるものとする。

#### **(顧客からの不当な情報提供要求)**

第 19 条 役職員は、法人関係情報等及び示唆情報等に関して顧客から不当な情報提供要求があつた場合には、これに応じてはならない。

- 2 役職員は前項の要求があつた場合には、直ちに部店長及び〇〇部に報告しなければならない。
- 3 〇〇部は、前項の報告を受けた場合には、当該報告における銘柄及び顧客に係る売買状況を審査し、不正な取引が行われないうような必要な措置を講じるものとする。

【金融グループに属する協会員の場合は、第 19 条第 1 項について例えば下記のように規定することも考えられる】

第 19 条 役職員は、法人関係情報等及び示唆情報等に関して自

※「〇〇グループ内他社」という部分

社の顧客又は〇〇グループ内他社の顧客から(グループ会社を通じての要求を含む) 不当な情報提供要求があった場合には、これに応えてはならない。

【金融グループに属する協会員の場合は、各社の実情に合わせて、例えば下記のような規定を盛り込むことも考えられる】

(金融グループ内での連携)

第 20 条 当社は、グループ全体の業務の適切性確保の観点から、法人関係情報の管理に関し、金融グループの一体的な管理が行えるよう、〇〇グループ内他社との連携を図るようとする。

2 当社は、上記情報連携の相手先となる〇〇グループ内他社における社内規則を確認し、本規則及び当該他社の社内規則が矛盾しないか、当該他社との適切な連携が図れるか、法人関係情報の管理が適切に行える状況であるか等の観点から、必要に応じて本規則を見直すこととする。

【国際的に活動する金融グループに属する協会員の場合は、各社の実情に合わせて、さらに、例えば下記のような規定を盛り込むことも考えられる】

3 当社は、本規則に定める情報連携に関する規定が、〇〇グループ内の海外グループ会社の法域において、各国法規制を遵守したものとなっていることを確認し、業務の内容・規模等を踏まえて適切な管理を行うこととする。

付 則 (令 2.12.25)

別表 I. 1、II. 1 及び V. 1 の改正は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

は、協会員において業務上の連携の対象となる所属金融グループの名称又はそのグループ内で情報連携の相手先となるグループ会社名を規定する。

※「〇〇グループ内他社」という部分は、協会員において業務上の連携の対象となる所属金融グループの名称又はそのグループ内で情報連携の相手先となるグループ会社名を規定する。

※「〇〇グループ内の海外グループ会社」という部分は、協会員において業務上の連携の対象となる拠点名又はグループ会社名(包括的な呼称を含む)を規定する。

※社内規程モデル別表で用いられている用語等に関する定義や、社内規程作成上の留意事項は「作成上の留意点」を参考にしてください。

※本社内規程モデル別表では、法人関係情報に該当すると考えられる項目名を記載していますが、項目によっては、顧客の投資判断に影響を及ぼす可能性を勘案して、一定の水準や判断基準を示しておくことも考えられます（社内規則に明示する場合、管理部門の内規とする場合を含む）。

※当該事例は、金商法第 166 条等に規定される重要事実及び金融商品取引所において定める適時開示規則等から上場会社等及びその子会社並びに上場投資法人等及びその資産運用会社の運営、業務又は財産に関する重要な情報であって、顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められる可能性のある項目を抜粋したものです。当該項目に該当する事象であっても、軽微基準等により、個別具体的には、投資判断に影響を及ぼす可能性のない事象もあると考えられます。また、ここに記載されていない項目であっても、個別具体的には、投資判断に影響を及ぼす可能性のある事象もあると考えられます。

別 表	作成上の留意点
<p style="text-align: center;"><b>上場会社等及びその子会社並びに上場投資法人等及びその資産運用会社の運営、業務、財産に係る重要な情報等</b></p> <p><b>I. 上場会社等（上場投資法人等<sup>(注1)</sup>を除く。）に係る重要情報</b></p> <p><b>1. 決定事実</b></p> <p>(1) 会社法第 199 条第 1 項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者（協同組織金融機関が発行する優先出資を引き受ける者を含む。）の募集<sup>(注2)</sup>（処分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合にあっては、これに相当する外国の法令の規定（当該上場会社等が外国会社である場合に限る。以下同じ。）によるものを含む。）若しくは同法第 238 条第 1 項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集又は株式若しくは新株予約権の売出し</p> <p>(2) (1)に規定する募集若しくは売出しに係る発行登録（その取り下げを含む。）又は当該発行登録に係る募集若しくは売出しのための需要状況の調査の開始</p> <p>(3) 資本金の認定を目的として発行される劣後債（いわゆるハイブリッド証券）等の募集等<sup>(注3)</sup></p> <p>(4) 資本金の額の減少</p> <p>(5) 資本準備金又は利益準備金の額の減少</p> <p>(6) 自己株式の取得</p> <p>(7) 株式無償割当て又は新株予約権無償割当て</p> <p>(8) 新株予約権無償割当てに係る発行登録（その取下げを含む。）又は当該発行登録に係る新株予約権無償割当てのための需要状況若しくは権利行使の見込みの調査の開始</p> <p>(9) 株式（優先出資法に規定する優先出資を含む。）の分割又は併合</p> <p>(10) 剰余金の配当</p> <p>(11) 株式交換</p> <p>(12) 株式移転</p> <p>(13) 株式交付</p> <p>(14) 合併</p> <p>(15) 会社の分割</p> <p>(16) 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け</p>	<p>(注 1) 本社内規程モデルにおいて「上場投資法人」とは、上場会社等のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 12 項に規定する投資法人をいいます。以下同じ。</p> <p>(注 2) ここでいう「募集」とは、金融商品取引法における「募集」の定義とは異なり、金融商品取引法上の「私募」を含みます。以下同じ。</p> <p>(注 3) 「劣後債等の募集等」には、同様の性質を有する劣後ローン（いわゆるハイブリッドローン）の調達情報等を含みます。</p> <p>※第 3 号については、以下の観点を含め、商品の内容、規模、銘柄等を総合的に判断して、顧客の投資判断に影響を及ぼさないと考えられるものについては含めないことができると考えられます。</p> <p>○資本への影響が軽微なものであるか。（例えば、適時開示の業績予想の修正純利益においては、純資産額の 2.5%未満の変動の場合は対象外となっていること等を参考に各社で判断すること。）</p> <p>○サプライズがないものであるか。（例えば、銀行の資本規制など規</p>

- (17) 解散（合併による解散を除く。）
- (18) 新製品又は新技術の企業化
- (19) 業務上の提携又は解消
- (20) 子会社の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他子会社等の異動を伴う事項
- (21) 固定資産の譲渡又は取得
- (22) 事業の全部又は一部の休止又は廃止
- (23) 上場廃止の申請
- (24) フェニックス銘柄の指定取消しの申請
- (25) 破産手続開始、再生手続開始又は更正手続開始の申立て
- (26) 新事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。（以下同じ。））
- (27) 防戦買いの要請
- (28) 預金保険法第 74 条第 5 項の規定による申出
- (29) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）に基づく特定調停手続による調停の申立て
- (30) 上場債券、上場転換社債型新株予約権付社債券若しくは上場交換社債券に係る全部若しくは一部の繰上償還又は社債権者集会の招集その他上場債券、上場転換社債型新株予約権付社債券若しくは上場交換社債券に関する権利に係る重要な事項
- (31) 普通出資の総口数の増加に伴う事項
- (32) 財務諸表等又は四半期財務諸表等に継続企業の前提に関する事項を注記すること。
- (33) 内部統制に開示すべき重要な不備がある旨又は内部統制の評価結果を表明できない旨を記載する内部統制報告書の提出
- (34) 上場無議決権株式、上場議決権付株式（複数の種類の議決権付株式を発行している会社が発行するものに限る。）又は上場優先株等（子会社連動配当株を除く。）に係る株式の内容その他のスキームの変更

制内容・基準等が公になっている場合で経常的・恒常的に償還・調達が行われるものは、既に株価への織り込みがなされていると考えられること等を勘案して各社で判断すること。）

※第 24 号については、フェニックス銘柄の取扱いのない協会員においては、規定は不要

## 2. 発生事実

- (1) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害
- (2) 主要株主の異動
- (3) 特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの上場の廃止の原因となる事実
- (4) 財産権上の請求に係る訴え、当該訴訟の完結
- (5) 仮処分の申立、当該仮処分の決定等
- (6) 事業の停止等行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発
- (7) 親会社の異動
- (8) 債権者その他の当該上場会社以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て（以下「破産手続開始の申立て等」という。）
- (9) 手形若しくは小切手の不渡り又は手形交換所による取引停止処分（以下「不渡り等」という。）
- (10) 親会社に係る破産手続開始の申立て等

- (11) 債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。
- (12) 主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の100分の10以上である取引先をいう。以下Ⅱ.において同じ。）との取引停止又は同一事由による若しくは同一時期における複数の取引先との取引の停止
- (13) 債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済
- (14) 資源の発見
- (15) 株主（優先出資法に規定する普通出資者を含む。）による株式若しくは新株予約権の発行又は自己株式の処分の差止めの請求
- (16) 社債に係る期限の利益の喪失
- (17) 上場債券、上場転換社債型新株予約権付社債券又は上場交換社債券に係る社債権者集会の招集その他上場債券、上場転換社債型新株予約権付社債券又は上場交換社債券に関する権利に係る重要な事実
- (18) 特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの取扱有価証券としての指定の取消しの原因となる事実
- (19) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書（公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は四半期レビュー報告書を含む。）を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第24条第1項又は同法第24条の4の7第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと及び当該期間内に提出しなかったこと並びにこれらの開示を行った後提出したこと。
- (20) 財務諸表等に添付される監査報告書又は四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書について、継続企業の前提に関する事項を除外事項として公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」若しくは「除外事項を付した限定付結論」又は公認会計士等の「不適正意見」若しくは「否定的結論」若しくは「意見の表明をしない」若しくは「結論の表明をしない」旨（特定事業会社にあつては、継続企業の前提に関する事項を除外事項として公認会計士等の「除外事項を付した限定付意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」及び「意見の表明をしない」旨を含む。）が記載されることとなったこと。
- (21) 内部統制報告書に添付される内部統制監査報告書について、「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載されることとなったこと。
- (22) 特別支配株主が当該上場会社等に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をしたこと又は当該特別支配株主が

当該決定（公表がされたものに限る。）に係る株式等売渡請求を行わないことを決定したこと。

### 3. 決算情報

(1) 当該上場会社等の売上高、経常利益若しくは純利益又は配当、その他の業績又は業績予想値の大幅な変更・修正

(2) 当該上場会社等が属する企業集団の売上高、経常利益若しくは純利益、その他の業績又は業績予想値の大幅な変更・修正

4. その他前各項に掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

## II. 上場会社等（上場投資法人等を除く。）の子会社に係る重要情報

### 1. 決定事実

- (1) 株式交換
- (2) 株式移転
- (3) 株式交付
- (4) 合併
- (5) 会社の分割
- (6) 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け
- (7) 解散（合併による解散を除く。）
- (8) 新製品又は新技術の企業化
- (9) 業務上の提携又は解消
- (10) 孫会社（取引規制府令第54条に規定する孫会社をいう。以下同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得
- (11) 固定資産の譲渡又は取得
- (12) 事業の全部又は一部の休止又は廃止
- (13) 破産手続開始の申立て等
- (14) 新事業の開始
- (15) 預金保険法第74条第5項の規定による申出
- (16) 剰余金の配当（子会社連動株式を発行する場合における配当を連動させることとした連動子会社に係るものに限る。）
- (17) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく特定調停手続による調停の申立て

### 2. 発生事実

- (1) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害
- (2) 財産権上の請求に係る訴え、当該訴訟の完結
- (3) 仮処分の申立て、当該仮処分の決定等
- (4) 事業の停止等行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発
- (5) 債権者その他の当該子会社以外の者による破産手続開始の申立て等
- (6) 不渡り等
- (7) 孫会社に係る破産手続開始の申立て等
- (8) 債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。
- (9) 主要取引先との取引停止又は同一事由による若しくは同一時期における複数の取引先との取引の停止
- (10) 債務の免除又は第三者による債務の引受け若しくは弁済
- (11) 資源の発見

### 3. 決算情報（当該子会社が上場会社等及び連動子会社に該当する場合に限る。）

売上高、経常利益又は純利益、その他の業績又は業績予想値



の大幅な変更・修正

4. その他前各項に掲げる事項のほか、当該上場会社の子会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

### Ⅲ. 公開買付けに関する情報

(1) 金商法第 27 条の 2 第 1 項に規定する公開買付け、これに準ずる株券等の買集め及び同法第 27 条の 22 の 2 第 1 項に規定する公開買付けの実施又は中止の決定

#### IV. 上場投資法人等に係る重要情報 (注4)

##### 1. 決定事実

- (1) 資産の運用に係る委託契約の締結又はその解約
- (2) 投資口を引き受ける者の募集
- (3) 自己の投資口の取得
- (4) 新投資口予約権無償割当て
- (5) 投資口の併合又は投資口分割
- (6) 投資口の追加発行又は売出し
- (7) 金銭の分配
- (8) 合併
- (9) 解散（合併による解散を除く。）
- (10) 最低純資産額の減少
- (11) 上場廃止の申請
- (12) 破産手続開始又は再生手続開始の申立て
- (13) 防戦買いの要請

##### 2. 発生事実

- (1) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害
- (2) 特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの上場の廃止又は登録の取消しの原因となる事実
- (3) 財産権上の請求に係る訴え、当該訴訟の完結
- (4) 資産の運用の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分の申立、当該仮処分の決定等
- (5) 投資信託法第 216 条第 1 項の規定による同法第 187 条の登録の取消しその他これに準ずる行政庁による法令に基づく処分
- (6) 債権者その他の当該上場投資法人等以外の者による破産手続開始又は再生手続開始の申立て
- (7) 不渡り等
- (8) 債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。
- (9) 主要取引先（前営業期間における営業収益又は営業費用が営業収益の総額又は営業費用の総額の 100 分の 10 以上である取引先をいう。）との取引の停止又は同一事由による若しくは同一時期における複数の取引先との取引の停止
- (10) 債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受け若しくは弁済
- (11) 資源の発見
- (12) 特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの取扱有価証券としての指定の取消しの原因となる事実
- (13) 業務改善命令
- (14) 基準純資産額を下回るおそれが生じたこと。
- (15) 投資信託法第 215 条第 2 項の規定による登録取消しの通告

(注4) インフラファンドが投資証券である場合には投資法人及び資産運用会社、受益証券である場合には投資信託委託会社及び信託受託者を含む。以下同じ。

(16) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、金商法第24条第1項又は同法第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと及び当該期間内に提出しなかったこと(当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。)、これらの開示を行った後提出したこと並びに当該期間の延長に係る内閣総理大臣等の承認を受けたこと。

(17) 投資主による投資口の発行の差止めの請求

### 3. 決算情報

(1) 当該上場投資法人等の営業収益、経常利益、純利益又は金銭の分配若しくは収益の分配について、公表がされた直近の予想値の大幅な変更・修正

4. その他前各項に掲げる事項のほか、当該上場投資法人等の運営、業務又は若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

## V. 上場投資法人等の資産運用会社<sup>(注5)</sup>に係る重要情報

### 1. 決定事実

- (1) 当該上場投資法人等から委託を受けて行う資産の運用であって、当該上場投資法人等による特定資産の取得若しくは譲渡又は貸借が行われることとなるもの
- (2) 当該上場投資法人等と締結した資産の運用に係る委託契約の解約
- (3) 株式交換
- (4) 株式移転
- (5) 株式交付
- (6) 合併
- (7) 解散（合併による解散を除く。）
- (8) 会社分割
- (9) 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け
- (10) 当該上場投資法人等から委託された資産の運用に係る事業の休止又は廃止
- (11) 当該上場投資法人等から委託を受けて行う資産の運用の全部又は一部の休止又は廃止
- (12) 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て
- (13) 当該上場投資法人等から委託を受けて行う資産の運用であって新たな資産の運用の開始
- (14) 当該上場投資法人等の上場廃止の申請
- (15) 法令に基づき行政庁に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出

### 2. 発生事実

- (1) 行政庁による法令に基づく認可、承認又は処分
- (2) 特定関係法人（金商法第 166 条第 5 項に規定する特定関係法人をいう。以下同じ。）の異動
- (3) 主要株主の異動
- (4) 当該上場投資法人等から委託された資産の運用に係る財産上の請求に係る訴え、当該訴訟の完結
- (5) 当該上場投資法人等から委託された資産の運用に係る仮処分の申立て、当該仮処分の決定等
- (6) 債権者その他の当該上場投資法人等の資産運用会社以外の者による破産手続開始の申立て等
- (7) 不渡り等
- (8) 特定関係法人に係る破産手続開始の申立て等
- (9) 業務改善命令
- (10) 上場廃止の原因となる事実
- (11) 特別支配株主が当該上場投資法人等の資産運用会社に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をしたこと又は当該特別支配株主が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る株式等売渡請求を行わないことを決定したこと。

(注5) 投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 21 項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。